

川崎市立看護短期大学既修得単位取扱規程

平成7年4月1日
短期大学規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市立看護短期大学学則（平成7年川崎市規則第30号）第14条の規定に基づき、転入学、編入学及び再入学の場合を除く既修得単位の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 大学又は短期大学を卒業し、又は退学した後入学した者で既修得単位の認定を希望する者（以下「認定希望者」という。）は、所定の期日までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

(1) 既修得単位認定申請書（第1号様式）

(2) 卒業証明書又は退学証明書

(3) 単位修得証明書（第2号様式）

2 前項の規定にかかわらず、学長がやむを得ない理由があると認めたときは、前項第3号に規定する単位修得証明書を、大学又は短期大学の発行した成績証明書をもって代えることができる。

(認定の範囲)

第3条 既修得単位のうち認定することができる授業科目及び単位数は、別表に掲げる範囲内とする。

(審査)

第4条 既修得単位の認定は、教務委員会が審査し、教授会の議を経て行う。

(学習の評価等)

第5条 認定された授業科目の学習の評価は、「認定」とし、その単位数とともに学籍簿に表示し、単位修得認定書（第3号様式）により認定希望者に通知する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月12日 短期大学規程第2号）

この規程は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日 16川看短第1036号 短期大学規程第5号）

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程別表の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に入学する者から適用し、施行日前から引き続いて在学する者については、なお従前の例による。

3 施行日以後において、転入学、編入学又は再入学をする者については、改正後の規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者と同一の別表を適用する。

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規程別表の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者から適用し、施行日前から引き続いて在学する者については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、転入学、編入学又は再入学をする者については、改正後の規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者と同一の別表を適用する。

別表（第3条関係）

既修得単位認定範囲表

科目の区分		単 位 数 等
人間理解の基礎	必 修	6単位まで
	選 択	3単位まで
人 間 と 健 康	必 修	6単位まで
計		15単位まで